

社会福祉法人能美市社会福祉協議会
理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等)

第2条 会長の職務について、別表1のとおり報酬を支給することができる。

2 役員等がその職務のため、理事会、監事会及び評議員会等に出席したときは、別表2のとおり報酬を支給することができる。

3 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、本会の職員旅費規程により支給する。ただし、役員等のうち、市長、副市長、教育長及び一般行政職の職員は、この限りでない。

4 役員等の報酬等については、勤務実態に応じて支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 前条の支給については、通貨をもって本人に支給し、当該年度中に理事会、監事会及び評議員会に出席した回数に別表2の金額を乗じた額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に当該年度中に一括して振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年6月13日（定時評議員会の終結の日）から施行する。

2. 社会福祉法人能美市社会福祉協議会理事、監事及び評議員の費用弁償等に関する規程は施行日の前日をもって廃止する。

3. この規程は、令和5年6月20日（定時評議員会の終結の日）から施行する。

別表1（第2条第1項関係）

報 酬

区 分		金 額
会 長	1ヶ月につき	70,000円

別表2（第2条第2項関係）

報 酬

理 事 監 事 評 議 員	理事会 監査会 評議員会	出務1回につき	3,000円
	研修等	半日あたり	1,500円